

納税の猶予申請書の記載要領等

1 この申請書は、租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）の規定に基づき、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。

(注) 1 納税を猶予できるのは、次に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち、相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限りです。

- ① 租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》（同法第41条の19の5第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定
- ② 租税特別措置法第66条の4第27項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定
- ③ 租税特別措置法第66条の4第27項第3号（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定

2 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な条項を記入してください。
- (2) 相手国等に相互協議の申立てを行っている場合は、「相手国等に相互協議申立てを行っている場合」欄にレ印を付してください。
- (3) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする申請者の氏名又は名称、住所又は所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）、法人番号を記載してください。
- (4) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号の更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第27項第1号の更正決定に係る法人税及び同項第3号の更正決定に係る地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
- (5) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(4)の金額のうち納税の猶予を受けようとする所得税又は法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
- (6) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号《担保の種類》に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。

4 この申請書には次の資料を添付してください。

- (1) 相互協議の申立てをしたことを証する書類（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）
- (2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であること並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3（未納税額のない証明）を発行することはできません。